

配当金受取方法のご案内

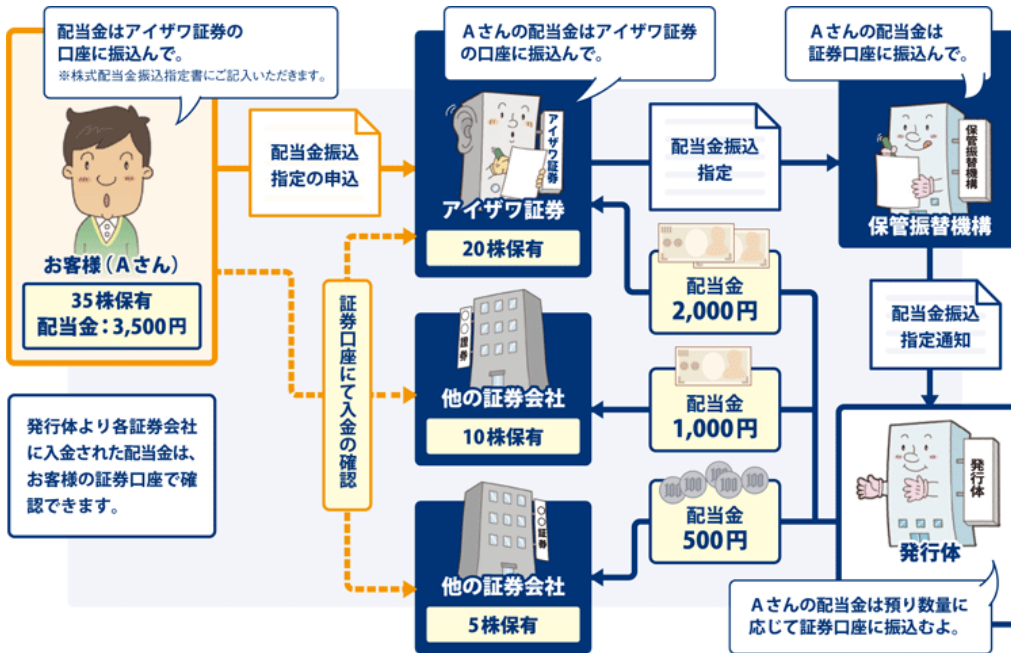
配当金の受取方法には4つの方式がございますので順番にご説明いたします。

※ NISA 口座でのお取引の場合 NISA 口座で購入した株式の配当金を非課税にするためには、株式数比例配分方式をご選択いただく必要がございます。

1、株式数比例配分方式

証券会社の口座に保有する株式数に応じた配当金を、その証券会社の口座において受領する方式です。

複数の金融機関で有価証券をお取引されている方が、いずれかの1社に「株式数比例配分方式」の届出により、お預り数量に応じた金額がそれぞれの証券口座へ自動的にお振込されます。



なお、複数の金融機関でお取引をされている方が「株式数比例配分方式」選択した場合、1社でも「株式数比例配分方式」の取扱いをしていない証券会社がある場合は、「株式数比例配分方式」を選択いただけません。

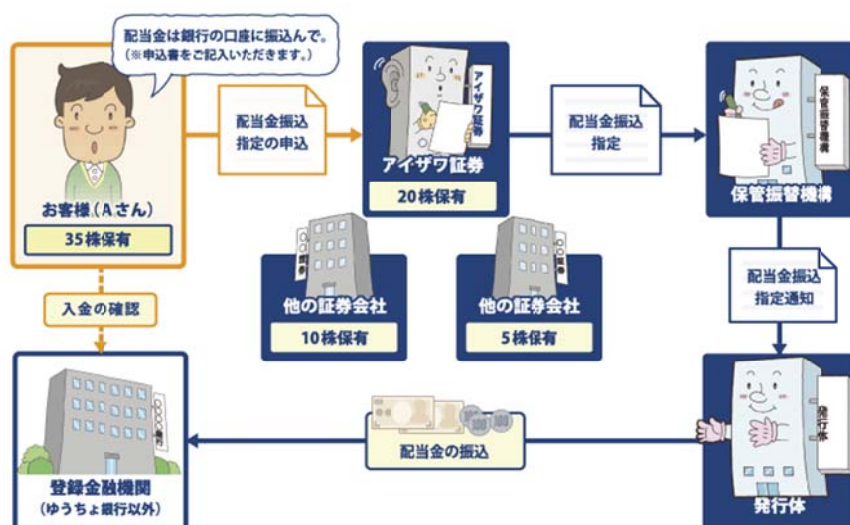


<株式数比例配分方式のご留意事項>

- 源泉徴収後の配当金が入金されます。
- 複数の証券会社で配当金を比例配分して端数が生じた場合は、預り残高の最も多い証券会社の口座に配分されます。
- 信託銀行の特別口座が開設されているお客様は株式数比例配分方式を選択することはできません。
(単元未満株式が特別口座に記録されている場合を含みます。)

2、登録配当金受領口座方式

複数の証券会社にわたって株式を保有していても、「登録配当金受領口座方式」を選択し、金融機関口座を登録することで、すべての株式の配当金が登録した金融機関口座において受領する方式です。



<登録配当金受領口座方式のご留意事項>

- 源泉徴収後の配当金が入金されます。
- 当社に届出の振込先金融機関口座と配当金振込口座が異なっていても選択できます。(本人名義口座のみ)
- 振込先金融機関口座として、ゆうちょ銀行の口座は登録できません。
- 振込先金融機関における預金種目として、貯蓄預金口座は登録できません。

3、配当金受領証方式（従来からある方式）

発行会社から直接お客様のご自宅へ送られてくる「配当金領収書」と引き換えにゆうちょ銀行等にて配当金を受領する方法です。また、銘柄ごとに振込先指定を行っていた場合、その配当金は従来どおり振込みされます。当社では「株式数比例配分方式」・「登録配当金受領方式」のいずれも選択されない場合は、配当金受領証方式が適用されます。

4、個別銘柄指定方式（従来からある方式）

個別銘柄指定方式とは、これまで株主が発行会社に配当金の振込先指定書を提出することによって行ってきた配当金の振込指定の方法を証券会社が窓口となって発行会社に届出する方式です。個別銘柄指定方式は銘柄ごとに配当金を受領する口座を指定し、届出がなされた銘柄の配当金のみが振込みによる受領の対象となります。

<個別銘柄指定方式（従来方式）のご留意事項>

- 振込先金融機関における預金種目として、貯蓄預金口座は登録できません。
- 銘柄によっては、ゆうちょ銀行を指定できない場合があります。